

通勤手当支給限度額の引上げ等について

 幼稚園教育職員に支給する通勤手当の支給限度額を引き上げるとともに、新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件を緩和する。

1 趣旨

人材確保が喫緊の課題である点や働きやすい職場環境の整備が求められていることから、国及び都において、令和7年4月から職員の通勤手当の支給限度額を引き上げたほか、新幹線等通勤の支給要件が緩和された。
本区においても、国及び都と同様の課題を有していることや新幹線停車駅が近隣にある区の地域特性を踏まえ、職員に支給する通勤手当の支給限度額を引き上げるとともに、新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件を緩和する。

2 主な改正内容

項目	現行	見直し後
支給限度額 (月額)	5万5,000円 + 新幹線等特別料金1/2相当額(上限2万円)	15万円 (限度額の範囲内で新幹線等特別料金も全額支給)
新幹線等通勤 の支給要件※	勤務地の変更を伴う異動により、新幹線等を利用しなければ通勤が困難となる場合	以下のいずれかに該当する場合 ①勤務地の変更を伴う異動 ②新規採用(採用直前の住居からの通勤) ③その他、区規則で定める場合 ・育児(18歳以下の子の養育)に係るやむを得ない事情による転居 ・職員本人又は配偶者等の父母の介護のための転居 ・配偶者等の異動に伴い、配偶者等と生活するための転居 ※③は新規制定する規則で定める。
※新幹線等を利用しない場合の片道の距離が80km以上又は通勤時間が120分以上あることが要件		

3 改正を要する条例

・中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月中央区条例第23号)

4 施行日

令和8年4月1日